

山ノ内町の人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用試験の実施状況（令和6年4月採用分）（人）

	男	女	計
申込者数	8	21	29
最終合格者数	3	12	15

(2) 職員採用の状況（令和5年度）（人）

区分	競争試験		選考試験		計
	男	女	男	女	
一般行政職	3	8	0	0	11
保育士	0	2	0	0	2
保健師	0	1	0	0	1
栄養士	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	1	1
計		14		1	15

(3) 職員の退職の状況（令和5年度）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡退職	懲戒免職	計
人数	2	3	6	0	0	11

(4) 職員の定数の状況（令和6年4月1日現在）（人）

部局	定数(A)	職員数(B)	比較(A)-(B)
町長部局	190	151	39
議会事務局	2	2	0
選挙管理委員会事務局	(10)	(9)	(1)
監査委員事務局	(2)	(2)	(0)
農業委員会事務局	(6)	(5)	(1)
教育委員会（事務局等）	17	16	1
公営企業	10	10	0
合計	219	179	40

※（ ）内の数値は兼務を示します。

(5) 部門別職員数の状況（4月1日現在）（人）

部門	区分	職員数		対前年増減数
		令和5年	令和6年	
一般行政	議会	2	2	0
	総務	31	32	1
	税務	13	11	△2
	農林水産	10	11	1
	商工	12	14	2
	土木	11	9	△2
	民生	49	50	1
	衛生	12	13	1
	計	140	142	2
教育		14	16	2
普通会計		154	158	4
公営企業等	水道	6	7	1
	下水道	3	3	0
	その他	11	11	0
	計	20	21	1
合計		174	179	5

(6) 職種別職員数の状況（4月1日現在）（人）

部門	令和5年	令和6年	対前年増減数
一般行政職	100	105	5
税務職	13	11	△2
薬剤師・医療技術職(栄養士)	1	1	0
看護・保健職（保健師）	8	9	1
福祉職	35	35	0
企業職	9	10	1
技能労務職	8	8	0
教育公務員	0	0	0
計	174	179	5

(7) 等級及び職制上の階級ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

等級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事の職務	50	27.9	主事	50	119	66.5	係員級
2級	主任の職務	37	20.7	主任	37			
3級	主査の職務	32	17.9	主査	32			
4級	1 係長等の職務	47	26.2	係長等	20	32	17.9	係長級
	2 副主幹の職務			副主幹	10			
	3 調整幹の職務			調整幹	2			
5級	1 課長等の職務	12	6.7	課長等	11	13	7.3	課長級
	2 主幹の職務			主幹	1			
6級	1 複雑かつ困難な業務をつかさどる課長等の職務	1	0.6	課長等	1	13	7.3	課長級
	2 副参事の職務			副参事	0			
7級	1 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる課長等の職務	0	0	課長等	0			
	2 参事の職務			参事	0			
計		179	100					

※1 課長等とは、議会事務局長、会計管理者、教育次長及び室長を含む。

※2 係長等とは、園長、中央公民館長補佐、地域福祉センター所長及び室長補佐を含む。

※3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定により、等級及び職制上の段階ごとの職員数です。職員数は、集計方法の違いにより他の公表するものと異なります。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
11,398人	7,360,286千円	1,486,364千円	20.2%

※「人件費」には、職員共済費、議員報酬、町長・副町長の給与が含まれます。

(2) 職員給与費の状況（令和6年度一般会計当初予算）

職員数 (A)	給与費			計 (B)	1人当たりの 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	うち期末・勤勉手当		

※職員手当には退職手当を含みません。

(3) 平均給料月額・平均年齢（令和6年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	294,400円	315,200円	41.4歳
技能労務職	278,300円	287,000円	50.2歳

※給与には、給料（基本給）に諸手当（通勤手当、扶養手当、住居手当）が含まれます。

(4) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		山ノ内町	国
一般行政職	大学卒（試験）	196,200円	196,200円
	高校卒（試験）	166,600円	166,600円

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主任	主査	1 係長等 2 副主幹 3 調整幹	1 課長等 2 主幹	1 複雑かつ困難な業務をつかさどる課長等 2 副参事	1 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる課長等 2 参事	
職員数（人）	24	20	18	31	11	1	0	105
構成比（%）	22.9	19.0	17.1	29.5	10.5	1.0	0.0	100
参考 構成比（%）	1年前	18.0	20.0	19.0	33.0	7.0	3.0	100
	5年前	19.4	11.8	28.0	26.9	10.7	3.2	100

※1 課長等とは、議会事務局長、会計管理者、教育次長及び室長を含む。

※2 係長等とは、中央公民館長補佐、地域福祉センター所長及び室長補佐を含む。

(6) 国との給料月額の水準比較（ラスパイレス指数）の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般行政職	94.2	95.4	95.3	92.4	92.7

※ラスパイレス指数は、国家公務員の給料を100とした場合の給与水準を示したものです。

(7) 昇給期間短縮の状況（令和5年度）

職員数（A）	昇給期間を短縮して昇給した職員数（B）	比率（B/A）
174人	0人	0.0%

(8) 職員手当の状況 (令和5年度)

区分	支給の内容	支給実績(全職種)		
		年間支給総額(千円)	支給対象職員数(人)	1人当たり平均支給年額(千円)
扶養手当	配偶者、父母等 月額 6,500 円 子 月額 10,000 円 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子がいる場合の加算額 1 人につき 月額 5,000 円	10,388	51	204
期末手当 勤勉手当	(支給割合) 期末手当 勤勉手当 6 月期 1.225 月分 1.025 月分 12 月期 1.225 月分 1.025 月分 計 2.45 月分 2.05 月分 職務上の段階、職務の級等による加算措置有	212,917	169	1,260
寒冷地手当	世帯区分に応じて次のとおり支給する。(4 級地) ・扶養親族ありの世帯主 年額 89,000 円 ・扶養親族なしの世帯主 年額 51,000 円 ・その他の職員 年額 36,800 円	8,429	165	51
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等の額に応じ定期券は、6 月以内の最も長い期間のもの額による。(限度額 55,000 円) ・自動車等使用者 通勤距離に応じ 月額 2,000 円～31,600 円	5,349	112	48
住居手当	月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し家賃の額に応じ支給する。限度額 28,000 円 (町内にあるものに限る)	5,025	26	193
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給する。 ・課長等の職にある者 月額 5 級 37,000 円 月額 6 級 40,000 円 月額 7 級 42,000 円	4,992	11	454
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。	15,396	128	120
特殊勤務手当	特殊な業務に従事する職員に支給する。 ・行旅死亡人取扱手当 作業 1 回 3,000 円 ・行旅病人取扱手当 作業 1 回 2,000 円 ・伝染病防疫手当 作業 1 回 1,000 円	0	0	0
管理職員特別勤務手当	週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける職員に支給する。8,000 円/回を超えない範囲	88	11	8
退職手当	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他加算措置 定年前早期退職特別措置 (2～45%加算)	104,854	11	9,532

(9) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	
町長	775,000 円	6 月期 1.70 月 12 月期 1.70 月 合計 3.40 月 * 期末手当基礎額算出時、給料・報酬月額に 100 分の 40 の加算措置あり	
副町長	638,000 円		
教育長	559,000 円		
議長	282,000 円		
副議長	213,000 円		
常任委員長・議会運営委員長	200,000 円		
議員	192,000 円		

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

1 週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休息时间	休憩時間
38 時間 45 分	8:30	17:15	なし	12:00~13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和5年1月1日~令和5年12月31日）

対象職員数	平均取得日数	取得率
175 人	10.55 日	28%

4 職員の休業に関する状況

(1) 取得者数（令和5年度）（人）

種類	男	女	合計
育児休業	2 (2)	6 (0)	8 (2)
部分休業	0	2 (2)	2 (2)

※（ ）内の数字は、うち数とし年度内に新たに承認を受けた職員の数です。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和5年度）（人）

区分	降任	休職	免職	計	失職
	勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	
地公法第 28 条第 4 項により失職した者					0

※該当者がありませんでした。

(2) 懲戒処分者数（令和5年度）（人）

区分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告	注意
法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合	0	0	0	0	0	0	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0	4

6 職員のサービスの状況

(1) 職員の営利企業等従事許可の状況（令和5年度）

区分	人数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、その他地方公共団体の規則に定める地位を兼ねる場合	0
自ら営利を目的とする場合	0
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（統計調査等）	0

7 職員の退職管理の状況

(1) 再就職状況の概要（令和5年度退職者）（人）

退職時 職位	退職者 数	再就職先				再就職者 合計
		町再任用職員	町非常勤職員	外郭団体等	民間企業等	
課長級	1	0	0	0	0	0
係長級	3	1	1	0	0	2
主査級	2	1	0	0	0	1
主任級以下	3	0	0	0	0	0
計	9	2	1	0	0	3

8 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（令和5年度）

区分	内容（受講者数）
① 県市町村職員研修センター主催の研修会	新規採用職員研修（前期）（10）、新規採用職員研修（後期）（10）、中堅職員研修（3）、係長研修（5）、部課長研修（4）、財政事務研修（3）、税務職員初任者研修（2）、住民税事務研修（1）、税務管理・徴収事務研修（2）、債権管理実務研修（2）、契約実務研修（2）、女性職員リーダー研修（2）、法制執務研修（基礎）（1）、法制執務研修（応用）（2）、ヘビー・クレーム対応力向上研修（1）
② 町主催の研修会	人権同和研修（解放講座）（全職員）、管内施設見学研修（10）、保育園等職員研修（50）、特定個人情報保護に関する研修（50）、窓口接客とクレーム対応研修（67）、不当要求防止責任者講習（18）

(2) 人事評価の状況（令和4年10月1日～令和5年9月30日）

① 評価の基準日及び対象期間

評価の種類	基準日	対象期間
能力評価・業績評価	毎年3月31日	前年の10月1日から当該年の3月31日まで
	毎年9月30日	当該年の4月1日から9月30日まで

② 被評価者及び評価者の区分

被評価者 \ 評価者	第1次評価者	第2次評価者	調整評価
保育士	主任保育士	園長	健康福祉課長・子ども支援係長
主任保育士	園長	子ども支援係長	健康福祉課長
園長	子ども支援係長	健康福祉課長	副町長
一般職（副主幹含む）	係長等	課等の長	副町長または教育長
係長等（主幹含む）	課等の長	副町長または教育長	評価審査会
課等の長 （参事・副参事含む）	副町長・教育長	評価審査会	

- ・ 保育士…保育園の栄養士、給食調理員を含む。
- ・ 係長等…中央公民館館長補佐、地域福祉センター所長及び室長補佐を含む。
- ・ 課等の長…議会事務局長、会計管理者、教育次長及び室長を含む。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の状況（令和5年度）

区分		受診者等数（人）
職員健康診断	健康診断	156
	人間ドック	120
	大腸がん検診	141
胃集団検診		3
女性がん検診	子宮	71
	乳房	83
健康相談		42
運動相談		1
精神保健相談及び職場外専門スタッフ相談		50
メンタルヘルス研修	節目年齢及び新規採用職員	29
	ラインケア（係長・園長）	26
職業性ストレス簡易調査		303

※受診者等数は会計年度任用職員を含む。

(2) 職員互助会の設置及び活動状況（令和5年度）

名称	山ノ内町職員互助会		会員数	176人
設置根拠	地方公務員法第42条・山ノ内町職員互助会規約			
事業内容	保健・保養・教養・体育振興・慶弔など			
財源	職員の月会費（給与月額2.8/1000、共済掛金300円）、町負担金（給与月額2.3/1000）			
給付事業	出産祝金	6件	健康増進助成金	3件
	結婚祝金	5件	退会一時金	15件
	療養見舞金	2件	入学、卒業祝金	7件
	リフレッシュ助成金	16件		

※給付事業については、長野県市町村職員互助会に委託し行っています。

10 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和5年度）

継続件数	措置要求件数
0	0

※該当がありませんでした。

11 不利益処分に関する審査請求の状況（令和5年度）

継続件数	審査請求件数
0	0

※該当がありませんでした。